

改正案	現行
<p>（控除すべき固定資産等）</p> <p>第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、当初証拠金（第二百二十三条第一項第二十一号の六二の規定による信託の設定又はこれに類する方法により管理されるものに限る。）及び同条第十一項第五号に掲げる取引に係る外国における当初証拠金に相当するもの、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの並びに商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2～8 （略）</p>	<p>（控除すべき固定資産等）</p> <p>第七十七条 法第四十六条の六第一項に規定する固定資産その他の内閣府令で定めるものは、貸借対照表の科目その他のもので次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金（顧客分別金信託、顧客区分管理信託、商品顧客区分管理信託、前条第一項第七号ロに掲げるものに係るもの及び商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省令第三号）第九十八条第一項第二号の規定による預託金を除く。）</p> <p>ロ～ホ （略）</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2～8 （略）</p>